

「企業行動憲章実行の手引き(第5版)」の主な改訂点

2007年4月17日  
日本経済団体連合会

	改訂のポイント	実行の手引き(第5版)	
		項目	具体的記述
第1条 社会的に有用な 製品・サービスの 提供、個人・ 顧客情報の保護	消費生活用製品安全法の改正を受けて、製品・サービスの安全・安心への対応強化を求める記述を追加。	1-2 製品・サービスの安全確保	「消費者・顧客からの声を品質と安全性の向上につなげるとともに、事故情報などを適切かつ迅速に公開して再発防止につなげる体制を整備する。」【p.4】
	消費者保護基本法の消費者基本法への改正を受けて、消費者への適切な情報提供を求める記述を追加。	1-3 消費者・顧客への適切な情報提供	「製品・サービスの安全で正しい利用法とともに、本来の目的から逸脱した利用法や危険な利用法に対する『注意』『警告』『危険』の表示も充実する。また、消費者・顧客に対する啓発活動により、消費者・顧客が製品・サービスの安全で正しい利用法を自発的に理解できるよう配慮する。」【p.6】
	個人情報保護法の施行と監督省庁のガイドライン策定に対応する記述を追加。	1-5 個人情報・顧客情報の保護	「個人情報保護法の趣旨を十分理解し、省庁および業界団体などのガイドラインなどを参考に、業態や情報の重要性(リスク)に応じた適切な水準の管理を行う個人情報保護体制を自主的に整備し・・・」【p.8】
第2条 公正・透明・自由な競争、政治・行政との健全な関係	独禁法など関連法規の改正を踏まえ、購買取引ガイドラインに盛り込む内容を追加。	2-2 適正な購買方針の確立	「独占禁止法上問題となる不当な相互取引、・・・下請け法上禁止されている不当な買いたたき、受領拒否、返品、支払い遅延、購入・役務利用の強制、不当な経済上の利益の提供要請の禁止などの違法行為が起きないようにガイドラインに盛り込む。」【p.12】
	政府の「知的財産戦略本部」の検討状況と、経団連の「知的財産権に関する行動指針」を踏まえた記述を変更。	2-3 知的財産権の尊重	「知識社会における知的財産権の重要性に鑑み、他社の知的財産を尊重するとともに、国内外においてそのための風土作りに努める。」「知的財産権の創造・保護・活用に当たっては、企業価値の最大化を図ると同時に、独占禁止法などを遵守し、公正かつ自由な競争の促進を図る。」【p.13】
第3条 株主などステークホルダーとのコミュニケーション	インサイダー取引の防止に関する項目を新設。	3-2 インサイダー取引の防止	「インサイダー取引は公正な証券取引を阻害する。経営トップは、インサイダー取引防止に関する法令の遵守に努め、そのために必要な組織体制を整備し、役員・社員に徹底する。」【p.19】
	子どもの教育に配慮した情報提供に関する記述を追加。	3-3 適時適切な情報開示	「有害な情報から子どもを守るために、番組の質に充分配慮してスポンサー契約を結ぶ。」【p.20】
第4条 従業員の多様性・人格の尊重、安全で働きやすい就労環境	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進と育児・教育に関する記述を追加。	4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進	「ワーク・ライフ・バランスを実現する柔軟な働き方が可能になる労働環境を整備し、企業の生産性および従業員の働く満足度の双方を向上させるよう努める。」 「従業員が育児や学校教育に、積極的に参画する機運を醸成する。」【p.24】
第5条 環境問題への自主的取り組み	アスベスト問題などを受けて、製品に含まれる化学物質管理に関する記述を追加。	5-1 地球温暖化対策、循環型経済社会の構築	「製品に含まれる化学物質についても適切な管理に努める。」【p.36】
	省エネ・環境保全技術の移転に関する項目を新設。	5-2 技術移転	「企業が保有する優れた省エネルギー・環境保全技術や、高度成長期に取り組んだ公害防止の経験などについて、途上国を中心とする諸外国に移転していくよう努める。」【p.37】
	環境問題への取り組みに関わる広報活動に関する項目を新設。	5-6 環境問題への取り組みの広報	「環境報告書、CSR報告書などを発行し、そのなかで企業の取り組みを紹介する。また、事業活動全般についての環境情報を提供する。」「大学での公開講座、小・中学校の環境教育支援など、環境問題への啓発活動に積極的に取り組む。」【p.41】

	改訂のポイント	実行の手引き（第5版）	
		項目	具体的記述
第6条 社会貢献活動の推進	企業単体のみならず、企業グループ全体としての社会貢献への取り組みに関する記述を追加。	6-1 自社が取り組む社会貢献活動	「企業グループ全体の社会貢献活動の実施状況を調査してグループ全体の活動を把握する。」【p. 43】
第7条 反社会的勢力との関係決別	従来は、総会屋対応に主眼を置いた記述であったが、反社会的勢力の活動が企業の日常のビジネスに入り込んでいる実情を踏まえ、取引先との関係や株式買占め防止に関する記述を追加。	7-2 全社をあげた取り組み	「こちら側の落ち度を理由とする取引先からの不当要求に対しては、法的責任を見極めて適切に対応するとともに、裏取引は絶対に行わない。」「（企業や個人の）不祥事を理由とする反社会的勢力による不当要求に対しては、問題の内容に応じて、対外公表も含めて適切に対応するとともに、要求は断固として拒絶する。」【p. 51】
		7-3 関連団体と連携した取り組み	「取引関係を通じた被害防止のため、契約書や取引約款などに暴力団排除条項を導入する。また株式買占め防止のため、自社株の取引状況を確認する。」に変更。【p. 52】
第8条 国際活動における進出先国への貢献	現地の文化・社会の理解に加え、日本文化の普及に関する記述を盛り込む。	8-2 現地の文化・慣習の尊重と相互理解の促進	「現地の社会事情を理解し、その文化や慣習、宗教に配慮した事業活動を行うとともに、『良き企業市民』として様々な文化・社会貢献活動を展開し、日本的な文化、価値観の普及、理解をはかることで、地域からの信頼を得るよう努める。」【p. 55】
第9条 企業倫理徹底のための社内体制整備	会社法、金融商品取引法の制定を受けて、内部統制体制の強化に関する記述を追加。	《背景》	「社会的に有用な製品やサービスを提供するとともに、会社法や金融商品取引法（2007年7月施行予定、2008年4月以降適用）が求める内部統制を構築し、不祥事を予防できる組織体制の構築を主導することは、経営トップの責務である。」【p. 60】
	公益通報者保護法の施行に伴い、ヘルプラインの構築、運用に関する記述を充実。	9-4 企業倫理ヘルプラインの整備	「（経営トップは、）公益通報者保護法の趣旨に鑑み、ヘルプラインの活用が企業のリスク管理に有効であることを認識し、自社の業容、業態にあわせ、現場や個々の従業員から経営トップに直接情報が伝わる特別のルートを常設し、利用を促進する。また、ヘルプラインが実効性のあるものとするために、経営トップ自らが常に目を配る必要がある。」【p. 64】
第10条 経営トップの不祥事への対応	不祥事対応に関し、経営トップのリーダーシップの必要性を改めて強調する記述を追加。	《背景》	「経営トップには、平素から強いリーダーシップを発揮して、不祥事を予防することが要請されている。最近の法改正や判例からも明らかなように、経営トップが不祥事について知らなかったということでは済まされない。不祥事発生時には、速やかに対応し、社内をとりまとめ、難局を乗り切る指導力が必要不可欠である。」【p. 67】

以上